

# 特定非営利活動法人日本マネーバランスFP協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本マネーバランスFP協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、多くの国民に対しライフプランニング・マネーバランスプランニング・ファイナンシャルプランニング・マネーマネジメントプランニングの重要性を広く普及し続けるとともに、正しいプランニングやコンサルティング・自立支援の仕組みを提供する役割を担うマネーバランスFPを養成・認証し、また継続的な教育を行うことで、環境や情報の変化への対応や知識をより深めることとし、その行為についての倫理的規制を行うことによって、多くの国民の財産企画・財産管理を支援し続け、社会全体の利益の増進に寄与し続けることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① マネーバランスに関する知識の啓発と普及
  - ② マネーバランスに関する調査、研究及び情報の提供
  - ③ マネーバランスに関する書籍の発行
  - ④ 国内外のマネーバランスFP支援機関との交流
  - ⑤ マネーバランスFPの教育と検定の実施
  - ⑥ 協会認定講師および協会認定相談員の紹介事業
  - ⑦ マネーバランスの普及活動に関する支援事業
- (2) その他の事業
  - ① 物品販売事業
  - ② サービス提供事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、一般会員及び資格会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会する個人
- (2) 資格会員 この法人の目的に賛同し、この法人が別に定める試験に合格して入会する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 一般会員及び資格会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書をこの法人に提出するものとする。

- 2 この法人は、前項の入会申込者がこの法人の目的に賛同して入会するとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 この法人は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書をこの法人に提出し、別に定める手続きを経た上で入会できるものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、1年分以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、別に定める退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び理事会が定める規定・規則または法令に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、理事長は1人、副理事長、専務理事及び常務理事は各1人以上とする。

(選任等)

第14条 監事は、総会において選任し、理事は理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、常務理事会の審議に加わるほか、この定款に定めるところによりこの法人の業務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務の執行に参画する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前任者の補充のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し、辞任後の役員数が第13条第1項に定める役員数の下限を下回らない場合は、この限りでない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- 2 前項の定数は、直前の改選期において選任された人数とする。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、一般会員及び資格会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員を選任又は解任
  - (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子通信回線（電子メール等）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から理事長が指名する。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の過半数の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電気通信回線を通じて送信者が送信し、受信者の使用電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電子メール等による送受信)をもって表決し、又は議長あるいは他の社員を代理人とする委任状を提出することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は委任状を提出した社員は、前2条、次条第1項及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) この定款を施行するために必要な規程・細則等の制定及び改廃
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電気通信回線を通じて送信者が送信し、受信者の使用電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電子メール等による送受信）をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電気通信回線を通じて送信者が送信し、受信者の使用電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電子メール等による送受信）をもって表決し、又は他の理事を代理人として評決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 常務理事会

(構成)

第39条 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事をもって構成する。

(開催及び招集)

第40条 常務理事会は、理事長が必要と認めるときそれを開催する。

(権能)

第41条 常務理事会は、理事会に代わり、次の事項を議決する。又その決定事項は次の理事会に報告してその承諾を得なければならない。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の決議の執行に関する事項
- (3) 理事会の議決によって委任された事項
- (4) その他理事会の議決を要さない常務に関する事項

2 常務理事会に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別にこれを定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、理事会の議決及び監事の監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した社員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席の社員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法



(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第11章 雑則

(規定・細則等)

第59条 この定款の施行について必要な規定・細則等は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	平田浩章
副理事長	松浦清徳
専務理事	朝原奈津枝
同	柿原裕美
同	杉本博文
常務理事	中村浩明
同	藤原智子
同	明賀剛
理事	出下貴子
同	笠原真奈美
同	倉橋孝博
同	佐藤真理子
同	廣瀬 貴宜
監事	藤元こずえ

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会員	入会金	0円
	会費	12,000円(1年間分)
(2) 資格会員	入会金	10,000円
	会費	12,000円(1年間分)
(3) 賛助会員	入会金	0円
	会費	120,000円(1年間分)

当法人の定款に相違ありません

広島県広島市南区段原南二丁目3番28号AKビル202号

特定非営利活動法人日本マネーバランスFP協会

理 事 明 賀 剛